

特記仕様書

（趣旨）

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

（1）工 事 名 橋りょう架換工事（藤沢橋排水構造物工）

工事箇所 主要地方道川越入間線／入間市上藤沢地内

（2）本工事は概算数量発注方式により発注する工事である。

1. 工事仕様書の摘要欄に「概算数量」と記載した数量は概算数量であり、設計図書の照査及び現場精査後、必要に応じ変更する。

2. 設計変更

①設計図書の照査、工事記録による指示等

「埼玉県建設工事標準請負契約約款」、「埼玉県土木工事共通仕様書」、「埼玉県土木工事監督要綱」に基づき、設計図書の照査、工事現場の精査等を行い、必要な協議、指示又は承諾を工事記録により行う。その具体的な考え方や手続きについては「埼玉県土木工事設計変更ガイドライン」によるものとする。

②設計変更

工事記録により発注者及び受注者が合意した設計数量に基づき設計変更を行う。

（共通事項）

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。

また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500 m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t 以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500 m³以上の建設発生土を搬出する工事

② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で
200 t 以上搬出する工事

③ 最終請負金額 1 0 0 万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理しなければならない。

ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェスト A 票、B 2 票、D 票、E 票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

（受領書の交付）

第 4 条 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

（再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項）

第 5 条 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（建設発生土の運搬を行う者に対する通知）

第 6 条 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第 5 条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

（建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等）

第 7 条 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

（建設発生土の再利用）

第8条 建設発生土は下記に示す箇所を想定しているが、別の施設を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得ること。

なお、搬出に先立ち受入条件等を確認し、監督員に報告する。

ア 発生土搬出先（予定）

交付金（橋りょう）工事（片柳二号橋架換工その3） 坂戸市片柳地内

イ 土質及び土量

第3種建設発生土 5.0 m³

受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出する。

2 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

（建設廃棄物の再資源化等）

第9条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種	施設の名称	所在地
アスファルト・コンクリート	埼玉アスコン	川越市下赤坂1817

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

（法定外の労災保険の付保）

第10条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（週休2日制モデル工事）

第11条 本工事は、埼玉県県土整備部「週休2日制モデル工事（※現場閉所型）」の試行対象工事である。試行の実施は、埼玉県県土整備部「週休2日制モデル工事」

試行要領によるものとする。試行要領は、埼玉県 県土整備部建設管理課 ホームページで確認のこと。

埼玉県 県土整備部建設管理課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1002/index.html>

（情報共有システムの活用）

第12条 『埼玉県建設工事情報共有システム実施要領』第3条第1項に示す工事については情報共有システムを活用するものとする。ただし、同要領第3条第2項に該当する場合は、この限りではない。

工事の実施にあたっては、『埼玉県建設工事情報共有システム実施要領』に基づくものとするので予め県のウェブページを参照すること。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/kojijyoho_kyoyusystem_doboku.html

（建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事）

第13条 本工事は、「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事〔発注者指定型〕」の対象工事である。詳細は、「埼玉県県土整備部建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事試行要領」を参照のこと。

建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事（県土整備部）

〔埼玉県建設管理課ホームページ〕

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/ccus.html>

(工事の着手時期について)

第14条 本工事の着手時期は令和7年12月頃を想定しているが、具体的な着手時期については契約締結後、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(工期について)

第15条 本工事は、雨天、休日等を見込んでいる。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇のほか、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	40日間
後片づけ期間	20日間
週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間	14日間
雨休率 休日と天候等による作業不能日を見込むための係数	「土木工事標準積算基準書」 工事参考資料編第4章 『工期の算定』による。

(労務環境調査モデル工事)

第16条 本工事が、埼玉県県土整備部「労働環境調査モデル工事」の対象工事となった場合は、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

試行要領は、埼玉県県土整備部建設管理課ホームページで確認すること。

埼玉県県土整備部建設管理課ホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a1002/index.html>

(調達する工事材料)

第17条 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めなければならない。

(交通誘導警備員)

第18条 交通誘導警備員は、1日当たり1名を配置するものとする。

(その他)

第19条 上記に定めるもののほか、必要に応じ、監督員と協議の上、工事を実施するものとする。

建設現場における快適トイレ設置の試行に関する特記仕様書

(趣旨)

第1条 本工事は、建設現場を働きやすい環境とする取組の一環として、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）の設置の試行対象工事であり、本特記仕様書に明示のない事項は、「建設現場における快適トイレ設置の試行要領」（以下、「要領」という。）によるものとする。

2 快適トイレの設置は任意とする。受注者が設置を希望し、発注者との協議が整った場合に設置することができるものとする。なお、設置しない場合は、要領によらず施工するものとする。

(快適トイレの仕様)

第2条 快適トイレは、以下の（１）、（２）の仕様を満たすものとする。（３）は、推奨する仕様であり任意とする。

（１）快適トイレに求める標準仕様【必須】

ア 洋式便座

イ 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)

ウ 臭い逆流防止機能(フラPPER機能)

(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること)

エ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)

(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)

オ 照明設備(電源がなくても良いもの)

カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重 5kg 以上)

（２）快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】

キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

ク 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)

ケ サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)

コ 鏡付きの洗面台

サ 便座除菌シート等の衛生用品

（３）推奨する仕様、付属品【任意】

シ 室内寸法 900×900mm 以上(半畳程度以上)

ス 擬音装置

セ 着替え台(フィッティングボード)

ソ フラPPER機能の多重化

タ 窓など室内温度の調整が可能な設備

チ 小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)

(費用等)

第3条 設置する費用については、当初設計では計上していない。